

30 社会福祉法人糸魚川市社会福祉協議会 心配ごと相談所設置規程

平成17年3月1日制定
糸社協規程第 28 号

(目的)

第1条 社会福祉法人糸魚川市社会福祉協議会（以下「協議会」という。）は、広く住民の日常生活上のあらゆる相談に応じ、適切な助言と援助を行い、地域社会の福祉増進をはかるため、糸魚川市心配ごと相談所（以下「相談所」という。）を設置する。

(名称及び開設場所)

第2条 相談所の名称及び開設場所は次のとおりとする。

名 称	開 設 場 所
糸魚川心配ごと相談所	ビーチホールまがたま
能生心配ごと相談所	能生生涯学習センター
青海心配ごと相談所	青海総合福祉会館ふれあい

(相談員及び定数)

第3条 相談所に相談員を置き、定数は17名以内とする。

2 相談員は、民生委員・児童委員、住民の福祉に関し理解と熱意のある学識経験者をもって組織し、協議会長が委嘱する。

3 相談所に所長及び所長代理1名を置く。

4 所長は相談員の互選とし、所長代理は相談員のうちから所長が指名する。

(任期)

第4条 相談員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠相談員の任期は、前任者の残任期間とする。

(運営)

第5条 相談所の円滑な運営を図るため、年度の初めに、事業計画、予算及び相談日等を定めるものとする。

2 第3条及び第4条の規定にかかわらず、住民の相談に常に対応できるように常設相談として相談員に協議会職員が兼ねることができる。

3 相談は、すべて無料とし、一切の相談については秘密保持を厳守しなければならない。

4 相談については、必要に応じて社会福祉関係行政庁、その他関係機関等の協力を得て問題の解決に努めるものとする。

5 相談員は、取扱い事例の経過、助言の内容等を正確に記録し、これを協議会事務局に保存しなければならない。

6 協議会は、相談所の適正な運営と相談員の研鑽のために、研修の機会を設けなければならない。

7 相談所の庶務は、地区社協事務所において処理するものとする。

(その他必要な事項)

第6条 この規程の施行に関し必要な事項は、協議会長が別に定めることができる。

附 則 (平成17年3月1日)

1 この規程は、平成17年4月1日から施行する。

(経過規程)

2 この規程制定前の相談員の任期設定、その他の行為はこの規程によって行ったものとみなす。

附 則 (平成23年3月29日)

この規程は、平成23年4月1日から施行する。